

平成31年4月入所の保育所・認定こども園 ・小規模保育施設・学童保育所の新規受付

保育所、学童保育所などの平成31年4月入所の受け付けを行います。

保育所・認定こども園・小規模保育施設

入所手続きなどについて、詳しくは保育のしおりをご覧ください。

平成31年度保育のしおりの配布

入所の手続きなどを詳しく記載した保育のしおりは、10月10日から配布します。
 場10月10日＝市役所第2会議室、10月11日～＝保育課
 ※市ホームページからもダウンロードできます。

学童保育所

入所基準 児童の保護者、同居の親族およびその他の方が、就労や疾病などにより、児童を保育することができないと認められる場合
 市内の小学校在籍の児童(新小学校1年生を含む)
 保育料 月額9000円
 ※生活保護世帯、ひとり親家庭等医療費受給世帯および2人以上の児童が入所する世帯は、申請による保育料の減額・免除の制度があります。

入所基準 児童の保護者、同居の親族およびその他の方が、就労や疾病などにより、児童を保育することができないと認められる場合
 施設への入所決定 各保育施設で保育を希望する場合の、施設への入所決定は、申請者の希望や保育所などの状況を踏まえ、市で利用調整をしたうえで、入所先を決定します。
 出生後57日もしくは6カ月から就学前までの乳幼児※各施設により異なります。
 保育料 保護者などの市民税所得割額により保育料を算出します。

入所申込受付

保育所などの入所の申込受付は次のとおりです。
 必要書類 ▼支給認定申請書

入所申込受付

●公立学童保育所
 日11月22日(木)～25日(日)・27日(火) 午前9時30分～午後5時
 場八潮メセナ集会室
 必要書類 ▼入所申込書 ▼児童家庭調査書 ▼保育の必要性を証明する書類(勤務証明書、医師の診断書など)
 ●公立(民営)・民間学童保育所
 公立(民営)・民間学童保育所は、各施設での手続きとなりますので、直接、施設へお問い合わせください。
 ※中川小学校の児童について

入所の申込受付期間

日11月22日(木)～25日(日)・27日(火) 午前9時30分～午後5時
 場八潮メセナ集会室
 ※例年、初日や午前中は大変混み合いますが、施設への入所決定は、受付順ではありません。

兼保育の利用申請書 ▼保育の必要性を証明する書類(勤務証明書、医師の診断書など)
 ▼個人番号(マイナンバー)申告書

【注意】認定こども園しおりの森(幼稚園部)(木曾根1063 ☎96・3268)で

は、公立学童保育所と同様の日程、受付場所です。申込みを受け付けます。

【注意】現在、学童保育所に入所希望する方も、改めて入所申し込みが必要です。

【その他】▼転居などにより児童の学区変更を予定している方は、入所申し込みの際に職員へお伝えください。▼本市へ転入予定などで、本市の学童保育所へ入所を希望する方の入所申込受付は前記のとおりですが、追加書類の提出が必要で、詳しくは、保育課へお問い合わせください。

問保育課 ☎314

満3歳以上の幼稚園教育を希望する場合(1号認定)は、施設での手続きが必要です。
 注意事項
 ○各保育所での入所受付は行いません。
 ○申請時に入所申請児童の面接を行います。必ず児童同伴で、母子健康手帳をお持ちください。

○平成30年度の入所申し込みを行い、入所保留の方も新たに入所申し込みが必要で、「その他」次に該当する場合は申請方法や受付期間が異なります。詳しくは、保育課へお問い合わせください。▼市外へ転出予定などで、他の市区町村の保育施設へ入所を希望する方 ▼本市へ転入予定などで、本市の保育施設へ入所を希望する方

【重要】保育料・学童保育料の滞納について

同一世帯内の児童の保育料や学童保育料を滞納している場合は保育施設および学童保育所の入所選考時に選考指数を減点します。それにより、入所ができない場合もありますのでご了承ください。

マイナポータル用端末を設置

問企画経営課 ☎310

マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスで、行政機関が保有する自分の情報や、行政機関がマイナンバーを含む自分の情報をいつ、どこで取り出したかなどを確認できます。

パソコンやスマートフォンなどをお持ちでない方でも、自分の情報を確認することができるように、下表の6カ所にマイナポータル用端末を設置します。なお、端末を利用する際は、マイナンバーカードと数字4桁の暗証番号が必要です。

利用開始日 10月16日から

設置場所

場所	利用時間	休業および休館日
企画経営課(社会保障・税番号制度担当)	午前9時から午後5時まで(休業および休館日を除く平日のみ)	土・日曜日、祝日、年末年始
駅前出張所		月曜日、祝日の翌日、年末年始
保健センター		
資料館		月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始、特別整理期間(春・秋)
八條図書館		月曜日、祝日、年末年始
ゆまにて		

※マイナポータルについて詳しくは、内閣府ホームページ(<http://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/>)をご覧ください。

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめにあたり、いじめに気づいたら、1人で悩まずご相談ください。

相談窓口

問県青少年課 ☎048-830-2914

名称および受付日時	電話番号など
よい子の電話教育相談(24時間365日対応)	子ども専用(18歳以下) ☎#7300(無料) または ☎0120-86-3192
	保護者専用 ☎048-556-0874
	電子メール相談 soudan@spec.ed.jp
	いじめメール相談フォーム(右のQRコードから入れます)
ヤングテレホンコーナー 月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分	☎048-861-1152
子どもスマイルネット 毎日(祝日・年末年始を除く) 午前10時30分～午後6時	☎048-822-7007
埼玉いのちの電話(24時間365日対応)	☎048-645-4343
さいたまチャイルドライン 毎日(年末年始を除く) 午後4時～9時	子ども専用(18歳以下) ☎0120-99-7777
埼玉県こころの電話 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時	☎048-723-1447
子どもの人権110番 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分	☎0120-007-110